

知多市産後ケア事業契約以外の医療機関・助産院の長 様

知多市健康文化部健康推進課長

知多市産後ケア事業の実施について（お願い）

日ごろより本市の母子保健行政についてご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市では、市民が契約施設以外で産後ケア事業に該当するサービス（下記の「1 産後ケアの内容」を参照）を利用される場合、下記の実施方法により、利用者が後日に申請することで、利用者が負担した費用の全部または一部を助成することができます。つきましては、利用者の経済的負担の軽減及び適切な支援実施のため、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。ご不明点等ございましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

記

1 産後ケアの内容

区分	サービス提供時間	サービス内容
宿泊型	日をまたいで利用するもの	産婦の母体管理及び生活面の指導及び精神的ケア
デイサービス型	同日内で5時間以上利用するもの	乳房に関する相談や指導 沐浴、授乳等の育児指導
訪問型	同日内で3時間程度利用するもの	乳児の発育や発達に応じた育児方法の指導 その他必要とする保健指導、育児指導等

※サービス提供時間は目安となりますので、利用者のご相談の上、貴院の体制に応じて実施をお願いします。

2 実施方法

(1) 産後ケアの実施

ア 利用者から「知多市産後ケア事業利用日承認票兼実施報告書（第5号様式）」（以下「実施報告書」と記載）を受け取ってください。

(2) 産後ケアの実施後

ア 産後ケアの費用は実費で実施いただき、利用者へ請求してください。

イ 実施報告書に実施内容等の必要事項をご記入いただき、記入済みの実施報告書及び対象経費が分かる領収書や診療明細書等を利用者へお渡しください。

※お渡しした実施報告書及び領収書等は、利用者が知多市に助成申請する際に必要になります。

(3) 支援体制

ア 産後ケアを利用した結果、支援が必要と判断される場合や至急報告すべき事項がある場合には、知多市健康推進課へ速やかに電話連絡をお願いいたします。

（問い合わせ先：知多市健康推進課 母子保健チーム 0562-54-1300）